

郡山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月25日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市条例第36号

郡山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

郡山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年郡山市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（診療の方針） 第18条 医師の診察の方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1）～（5） （略） （6） 基準省令第18条第6号の厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）<u>第2条第18項</u>に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。	（診療の方針） 第18条 医師の診察の方針は、次に掲げるところによるものとする。 （1）～（5） （略） （6） 基準省令第18条第6号の厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）<u>第2条第17項</u>に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。

附 則

この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。